



仁木町 認知症ケアパス

作成：2024年3月

仁木町
仁木町地域包括支援センター

ニキポー®



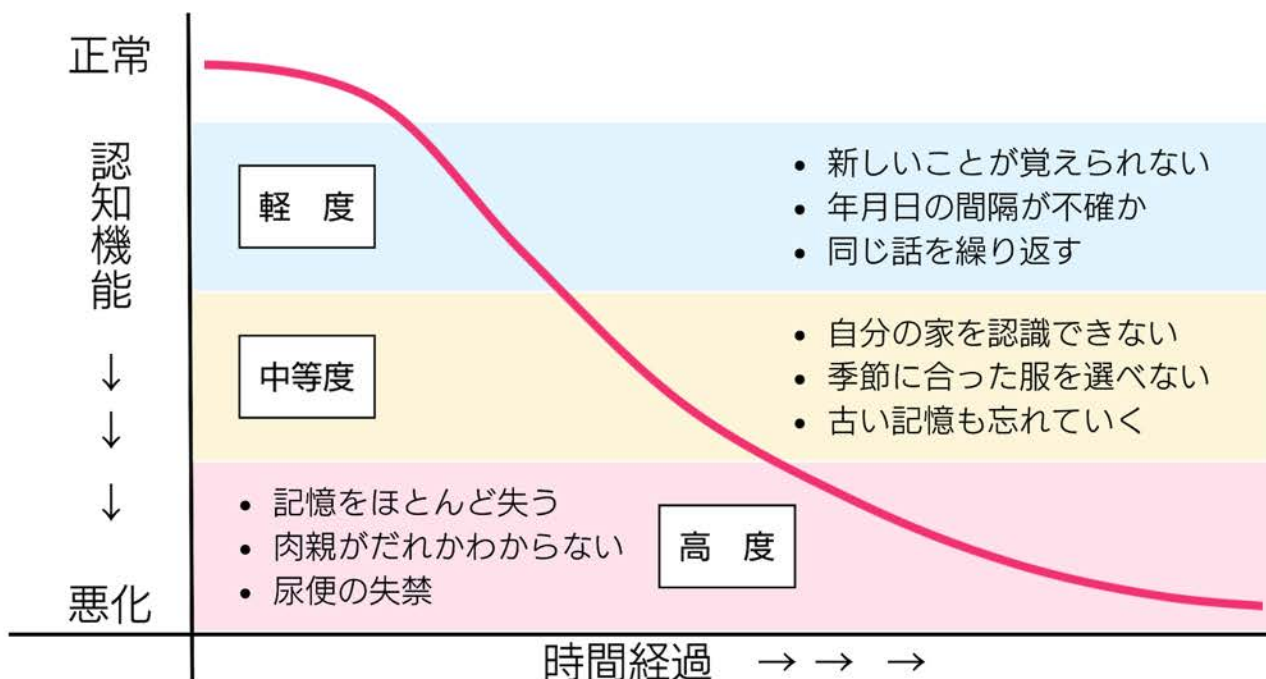
加齢によるもの忘れと認知症の違い



ニキボー®

	加齢によるもの忘れ	認知症
原因	加齢	脳の病気
記憶	体験したことの一部を忘れる 新しいことを記憶できる 約束をうっかり忘れる	体験したことの全部を忘れる 新しいことを記憶できない 約束をしたこと自体を忘れる
見当識	曜日や日時を間違えることがある	季節にそぐわない服を着る 通いなれた道を間違える
判断力	低下しない	低下する (認識力や理解力が落ちる)
日常生活	さほど支障はなく、自分でできることが多い	買いものや金銭管理、薬の管理などにミスが出る 着替え・入浴・トイレ等がうまくできなくなることもある
もの忘れの自覚	自覚している ヒントがあれば思い出す	初期のころは物忘れの自覚があるが、徐々に自覚に乏しくなる

認知症の進行 (アルツハイマー型認知症を例に)





認知症と間違えやすい病気

① 憂うつ、気分が落ち込んだ状態が2週間以上続く「うつ病」

高齢になると、自分や身近な人の病気や、経済的な不安などからストレスを抱えやすく、それがうつ病の要因になることもあります。症状としては、意欲や集中力の低下、認知機能の低下などが多くみられます。

② 意識障害が原因で起こる「せん妄」

病気によって体調不良になると意識が障害され、つじつまの合わない言動・記憶障害・幻覚などが現れることがあります。認知症と異なって発症時期がはっきりしており、症状も日によって変わります。適切な対応で、改善します。

③ 薬の影響で、認知症に似た症状が出る場合も

持病などの薬の影響で認知症に似た症状が現れることがあります。たとえ正しく薬を服用していても、飲み合わせによって起こることがあります。心当たりがあれば薬剤師に相談してみましょう。

認知症の人の特徴（例）

- 新しいことはすぐに忘れるけど、昔のことは覚えている
- 置き忘れやしまい忘れの自覚がなく盗まれたと思いつむ
- 正常な状態と認知症の症状が混在している
- 失敗や混乱を知られないようにその場を取り繕う
- 不快感や恐怖心などの悪い感情を伴ったできごとはよく覚えている
- 家族などの身近な人に対して症状が強く出る傾向がある



自分でできる 認知症の気づきチェックリスト

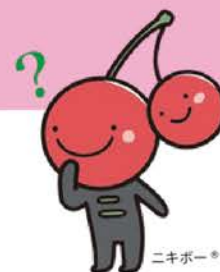
出典：東京都福祉局高齢者施策推進部在宅支援課「知って安心認知症」(R3年11月発行)



最もあてはまるところに○をつけてください

1	財布や鍵など、物を置いた場所がわからなくなることがありますか	まったくない 1点	ときどきある 2点	頻繁にある 3点	いつもそうだ 4点
2	5分前に聞いた話を思い出せないことがありますか	まったくない 1点	ときどきある 2点	頻繁にある 3点	いつもそうだ 4点
3	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	まったくない 1点	ときどきある 2点	頻繁にある 3点	いつもそうだ 4点
4	今日が何月何日かわからないときがありますか	まったくない 1点	ときどきある 2点	頻繁にある 3点	いつもそうだ 4点
5	言おうとしている言葉が、すぐに出てこないことがありますか	まったくない 1点	ときどきある 2点	頻繁にある 3点	いつもそうだ 4点
6	貯金の出し入れや、家賃や公共料金の支払いは一人でできますか	問題なくできる 1点	だいたいできる 2点	あまりできない 3点	できない 4点
7	一人で買い物に行けますか	問題なくできる 1点	だいたいできる 2点	あまりできない 3点	できない 4点
8	バスや電車、自家用車などを使って一人で外出できますか	問題なくできる 1点	だいたいできる 2点	あまりできない 3点	できない 4点
9	自分で掃除機やほうきを使って掃除ができますか	問題なくできる 1点	だいたいできる 2点	あまりできない 3点	できない 4点
10	電話番号を調べて、電話をかけることができますか	問題なくできる 1点	だいたいできる 2点	あまりできない 3点	できない 4点

認知症の相談窓口



左のページのチェックリストに取り組んでみましょう！

※ご家族や身近な方がチェックすることもできます。

1 から10の合計 ▶ 合計点 点

- (1) 20点以上の場合、認知機能や社会生活に支障が出ている可能性があります。お近くの医療機関や相談機関に相談してみましょう。
- (2) このチェックリストの結果はあくまでもおおよその目安で医学的診断に代わるものではありません。認知症の診断には医療機関での受診が必要です。
- (3) 身体機能が低下している場合は点数が高くなる可能性があります。

おやっ!? と 思ったら…

仁木町地域包括支援センター

(電話 0135 - 32 - 3855)

または最寄りの介護事業所へ

認知症は早期発見・早期治療がカギ！



認知症の原因やタイプを見極め、早期に治療を開始することで、進行を遅らせたり、症状を緩和できる可能性があります。

早期に正確な診断をすることで、適切な介護サービスや社会的理解が得られます。症状が軽いうちに、ご本人がご家族とともに、これからの生活について考えることができます。

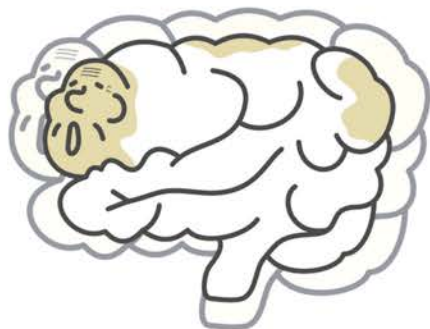
認知症を診療している身近な医療機関

- | | | |
|---------------|----------------|-----------------|
| ■仁木町：森内科胃腸科医院 | 仁木町北町1丁目6番地2 | 電話：0135-32-3455 |
| ■余市町：わたなべ内科医院 | 余市町大川町6丁目12番地 | 電話：0135-22-3989 |
| 中島内科 | 余市町黒川町3丁目109番地 | 電話：0135-22-3866 |
| 林病院 | 余市町山田町50番地1 | 電話：0135-55-5188 |
| 小嶋内科 | 余市町黒川町7丁目13番地 | 電話：0135-22-2245 |

* 認知症サポート医養成研修修了者のいる医療機関 (令和5年2月現在、北海道)

認知症の種類と特徴

認知症には複数の種類がありますが、代表的な種類と特徴は以下のとおりです。認知症の種類によって治療やケアのポイントも異なります。早期の受診と服薬や認知症予防などの対応が重要です。



アルツハイマー型認知症

脳の萎縮により発症。初期は物忘れのような症状。近い時期の記憶が苦手になる。進行すると徘徊、失禁、性格の変化などが現れる。



脳血管性認知症

脳梗塞や脳出血などの脳血管の障害により発症。障害を起こした場所によって特徴が異なり、歩行や言葉への影響、麻痺などが現れる。



レビー小体型認知症

神経細胞の破壊によって発症。手足の震えや身体のこわばりなどの身体への影響のほか、幻視、うつ、異常行動などが現れる。



前頭側頭型認知症

前頭葉や側頭葉の萎縮によって発症。性格が極端に変わったり、身だしなみが無頓着になるなど衛生面にも影響が現れる。

若年性認知症

65歳未満で発症する認知症のこと。若年性認知症の約6割はアルツハイマー型認知症。事故で脳が損傷したことによる後遺症やアルコールによる脳萎縮などの原因もある。



認知症の予防



認知症の予防には ①食生活、②運動、③社会活動 が重要とされています。

認知症を発症する前からの取り組みが重要ですが、認知症になってからもこれらを取り入れることで進行を和らげる効果があります。

①食生活



おすすめ食材例

- ・ビタミンB群…豚肉、豆類、レバー、卵
乳製品、葉菜類、魚介類など
- ・ビタミンC…くだもの、ブロッコリー、ほうれん草
ピーマン、じゃがいもなど
- ・ビタミンE…ナッツ類
- ・βカロチン…にんじん、かぼちゃ、スイカなど

仁木町特産のくだもの、野菜、ワインも効果的！

②運動

週3回以上、1回あたり30分以上を目安に、無理のない運動を継続して行うことが大切です。

特にウォーキングは身体への負担が少なく有酸素運動でおすすめです。

激しい運動は必要ありません！



③社会活動

社会活動は外出の機会につながります。外出の機会は、身なりを整えること、荷物を準備すること、時間を計算すること、他者と接することなど、脳による刺激を与えてくれます。

週1回程度の活動を目指しましょう！

介護サービス利用の流れ①

1

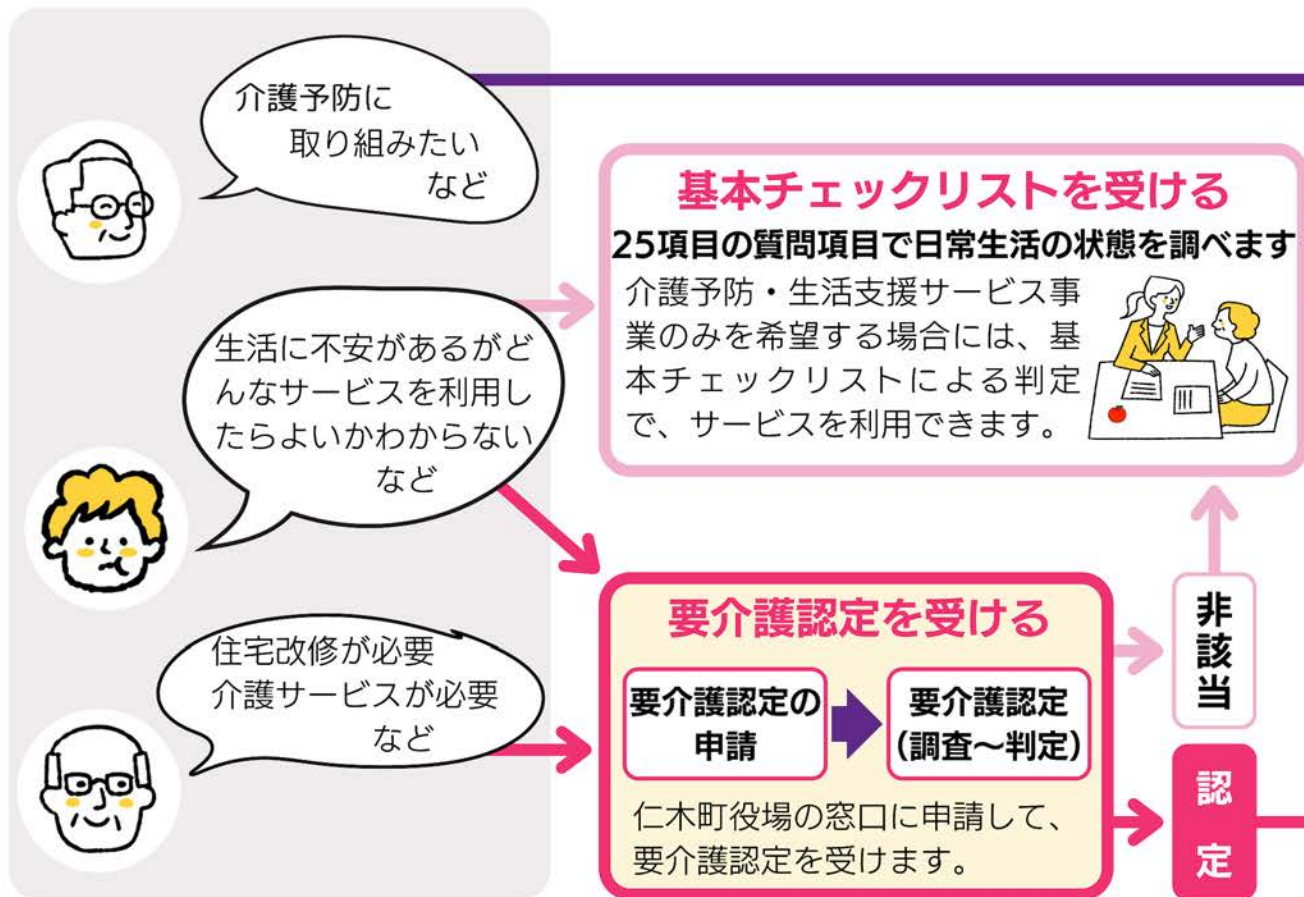
相談する

仁木町役場（介護保険係）や地域包括支援センターで相談しましょう。

2

心身の状態を調べる

仁木町の担当職員などから要介護認定または基本チェックリストで調査を受けます。



要介護認定の流れ

介護（予防）サービスを利用するには、要介護認定を受け「介護や支援が必要である」と認定される必要があります。

①要介護認定の申請

申請の窓口は、仁木町役場（介護保険係）です。申請は、本人のほか家族でもできます。

次のところでも申請の依頼ができます。
(更新申請も含みます。)

- 居宅介護支援事業者
- 介護保険施設

申請に必要なもの

- ✓ 申請書
- ✓ 介護保険証
- ✓ マイナンバーと身元確認書類

申請書には主治医の氏名・医療機関名・所在地・電話番号を記入する欄があります。かかりつけの医師がいる方は、確認しておきましょう。

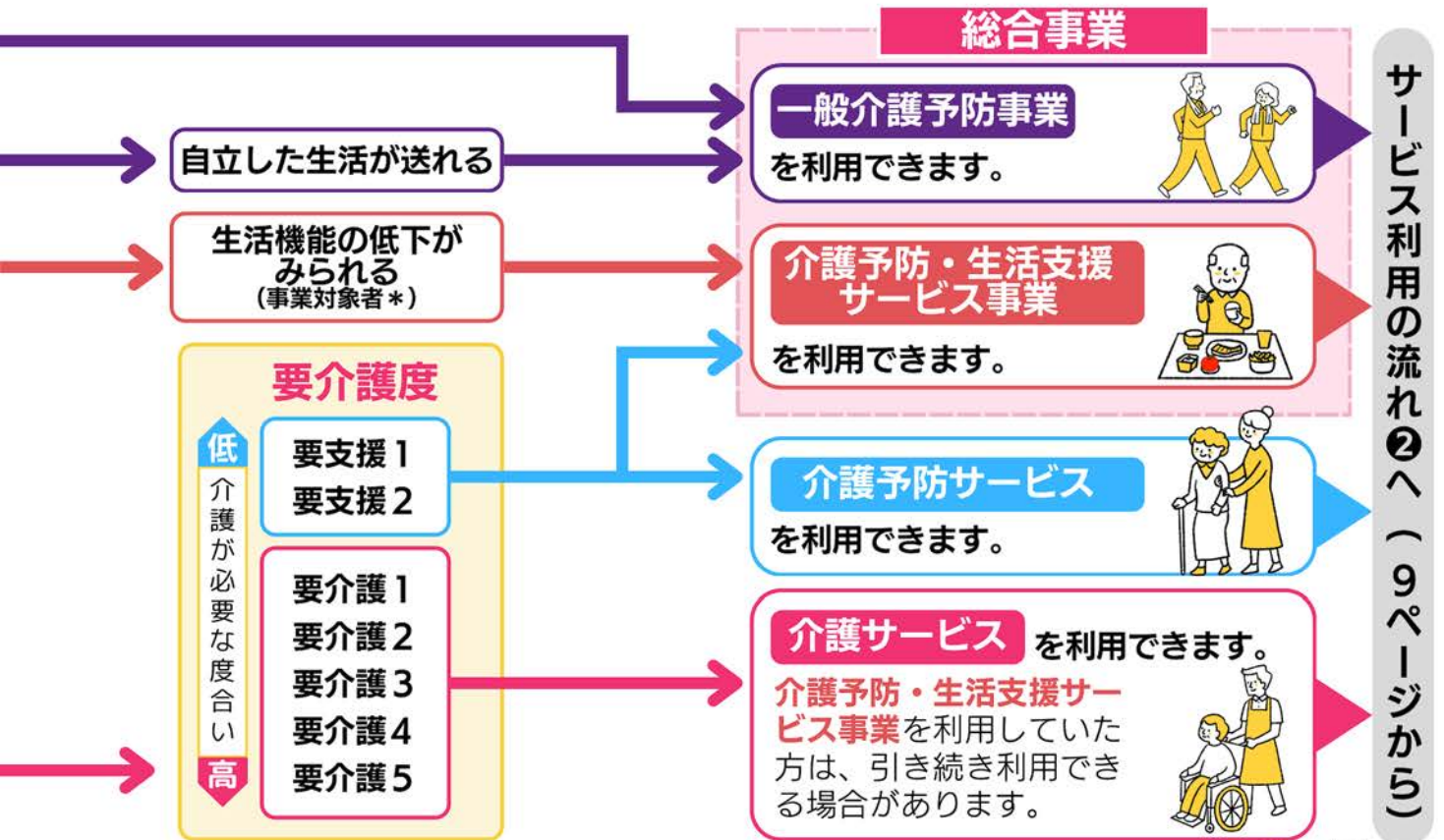
介護サービスや介護予防サービス、介護予防・生活支援サービスを利用するには、仁木町役場（介護保険係）、地域包括支援センターに相談しましょう。

3 心身の状態を知る

要介護認定や基本チェックリストによって心身の状態を判定します。

4 利用できるサービス

必要な支援の度合いによって、利用できるサービスは異なります。まだ支援が必要でない方には、一般介護予防事業などを紹介します。



* 事業対象者とは「介護予防・生活支援サービス事業」の対象者のことです。



②要介護認定 (調査～判定) 申請をすると、訪問調査のあとに公平な審査・判定が行われ、介護や支援が必要な度合い（要介護度）が決まります。

- **訪問調査** 仁木町の職員などが自宅を訪問し、心身の状態等について聞き取る。
- **主治医の意見書** 仁木町の依頼により主治医が意見書を作成。主治医がいない方は仁木町が紹介する医師の診断を受ける。
- **一次判定** 訪問調査の結果や、主治医の意見書の一部の項目をコンピューターに入力し、一次判定を行う。
- **二次判定 (認定審査)** 一次判定や主治医の意見書などをもとに、専門家が審査する。

介護サービス利用の流れ②

要介護1～5と認定された方で、自宅を中心としたサービスを希望する方は居宅介護支援事業者に、施設への入所を希望する方は介護保険施設に連絡します。また、要支援1・2と認定された方および介護予防・生活支援サービス事業対象者は地域包括支援センターに連絡します。

事業対象者

1 地域包括支援センターに連絡する

地域包括支援センターに連絡します。
電話：0135-32-3855

2 ケアプラン※1を作成する

地域包括支援センターの職員と相談しながらケアプランを作成します。

要支援1・2の方

1 地域包括支援センターに連絡する

地域包括支援センターに連絡します。
電話：0135-32-3855



2 介護予防ケアプラン※1を作成する

地域包括支援センターの職員と相談しながら介護予防ケアプランを作成します。



要介護1～5の方

自宅で暮らしながらサービスを利用したい

1 ケアマネジャーを選ぶ

仁木町などが発行する事業者一覧のなかから居宅介護支援事業者（ケアマネジャーを配置しているサービス事業者）を選び、連絡します。

2 ケアプラン※1を作成する

担当のケアマネジャーとケアプランを作成します。

介護保険施設へ入所したい※2

1 介護保険施設を選ぶ

見学するなどサービス内容や利用料について検討した上で、施設に直接申し込みます。

2 ケアプラン※1を作成する

入所する施設のケアマネジャーとケアプランを作成します。

※1 ケアプランの作成、介護予防ケアプランの作成に係る利用者の費用負担はありません。

※2 在宅生活が可能な場合は、自宅で暮らしながらサービスを利用します。担当のケアマネジャーがいる場合はケアマネジャーに相談します。

ケアプラン（どのようなサービスをどのくらい利用するかを決めた計画書）を作成する際は、どんな生活を送れるようになりたいか、という希望をしっかりと伝えましょう。



3 サービスを利用する

サービス事業者と契約※²します。ケアプランにそって**介護予防・生活支援サービス**を利用します。



事業対象者

3 サービスを利用する

サービス事業者と契約※²します。介護予防ケアプランにそって**介護予防サービス**および**介護予防・生活支援サービス**を利用します。



要支援1・2の方

3 サービスを利用する

サービス事業者と契約※²します。ケアプランにそって**介護サービス**を利用します。



要介護1～5の方

3 サービスを利用する

サービス事業者と契約※²します。ケアプランにそって**施設サービス**を利用します。



※2 契約にあたってはサービス内容や料金などをよく確認しましょう。

権利を守る制度とサービス

認知症になっても、その時々判断能力の状況にあわせて、権利を守る法律やサービスを利用しながら日常生活を送ることができます。

判断能力の目安		消費契約でトラブルになるかも 施設入所の契約ができないかも	
十分	日常生活が十分におくれる 支払い行為や契約行為ができる		
やや不安	日常生活がおくれる 支払い行為や契約行為もできるが 第三者がついているほうが安心	成年後見人等が契約などをサポートします。	補助
不十分	支払い行為はできるが、 契約行為ができないことがある	成年後見人等が本人の代わりに消費契約や施設入所などの契約手続きを行います。【代理権】	保佐
判断能力に 欠ける	支払い行為ができない 契約行為が全くできない 意思を確認することが難しい	本人が契約等を結んでも、成年後見人等が取り消すことができます。【取消権】	後見

仁木町社会福祉協議会では、毎月第2月曜日と第4木曜日に、札幌弁護士会の協力のもと、「あんしん法律相談」(無料)を実施しています。



成年後見制度 (法定後見)

法律に基づき、成年後見人等が選任され、本人を支援します。

成年後見制度や任意後見制度、日常生活自立支援事業については、仁木町地域包括支援センター、仁木町社会福祉協議会、小樽・北しりべし成年後見センターに相談しましょう。

認知症になったときにどうしよう
財産管理などをお願いしたい



判断能力が十分なうちに、
任意後見契約を結んでおきます。

- サービスの利用手続きが分からなくなってきた
- 支払いや生活費の管理が苦手になってきた



任意後見開始



自分で財産の管理ができなくなった場合などには契約に基づき、任意後見人が代わりに財産の管理などを行います。

日常生活自立支援

生活支援員が定期的に訪問し、書類の確認や生活費の管理のサポートを行います。



任意後見制度 (任意後見)

法律に基づき、あらかじめ決めていた任意後見人が判断能力が弱くなったときに支援します。

日常生活自立支援事業

福祉サービスの利用に関する相談や助言、日常生活費の管理を支援する福祉事業です。

認知症の人を支える社会資源①

居宅介護支援（ケアマネジャー）

- 仁木町社会福祉協議会居宅介護支援事業所
仁木町西町1丁目36番地1 電話：0135-32-3959
- 居宅介護支援事業所みはら
仁木町北町6丁目37番地32 電話：080-7293-3992

訪問介護（ホームヘルプサービス）

- ケアステーションひだまり
仁木町北町6丁目37番地23 電話：0135-31-2060
- 仁木町社会福祉協議会ホームヘルプサービス事業所
仁木町西町1丁目36番地1 電話：0135-32-3959

通所介護（デイサービス）

- 認知症対応型通所介護 デイサービス仁木やすらぎの里
仁木町北町8丁目40番地5 電話：0135-32-3586
- 地域密着型通所介護 仁木町デイサービスセンターえんれいそう
仁木町銀山2丁目134番地 電話：0135-33-5777

短期入所生活介護（ショートステイサービス）

- 特別養護老人ホーム仁木長寿園
仁木町北町8丁目40番地4 電話：0135-32-3585

短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

- 森内科胃腸科医院
仁木町北町1丁目6番地2 電話：0135-32-3455

※町外の事業所も利用できる場合があります。

認知症対応型共同生活介護（認知症対応型グループホーム）

- グループホーム仁木やすらぎの里
仁木町北町8丁目40番地5 電話：0135-32-3586

介護老人福祉施設

- 特別養護老人ホーム仁木長寿園
仁木町北町8丁目40番地4 電話：0135-32-3585

介護予防・生活支援サービス

- 訪問介護サービス 仁木町社会福祉協議会ホームヘルプサービス事業所
仁木町西町1丁目36番地1 電話：0135-32-3959
- 訪問介護サービス ケアステーションひだまり
仁木町北町6丁目37番地23 電話：0135-31-2060
- 通所介護 仁木町デイサービスセンターえんれいそう
仁木町銀山2丁目134番地 電話：0135-33-5777
- 認知症対応型通所介護 デイサービスやすらぎの里
仁木町北町8丁目40番地5 電話：0135-32-3586

住宅改修

- ホームリペア
仁木町北町3丁目101番地9 電話：0135-31-3557

法律相談

- あんしん法律相談 仁木町社会福祉協議会（毎月第2月曜日・第4木曜日）
仁木町西町1丁目36番地1 電話：0135-32-3959

※町外の事業所も利用できる場合があります。

認知症の人を支える社会資源②

緊急通報サービス

- 仁木町福祉課介護保険係
仁木町西町1丁目36番地1 電話：0135-32-2514

ハートコール事業

- 仁木町福祉課介護保険係
仁木町西町1丁目36番地1 電話：0135-32-2514

配食（食の自立支援）サービス

- 仁木町福祉課介護保険係
仁木町西町1丁目36番地1 電話：0135-32-2514

成年後見制度・日常生活自立支援事業・あんしんサービス事業

- 仁木町福祉課介護保険係／仁木町福祉課おもいやり係／仁木町地域包括支援センター
仁木町西町1丁目36番地1 電話：0135-32-2514
- 仁木町社会福祉協議会
仁木町西町1丁目36番地1 電話：0135-32-3959
- 小樽・北しりべし成年後見センター
小樽市稲穂2丁目22番地1号 小樽経済センタービル1階
電話：0134-64-1231

認知症の方や家族等からの相談対応と介護者支援

認知症基本法では、認知症の人や家族等からの相談に対し、それぞれの状況に配慮をしながら適切な支援を講じることや、認知症の人や家族等が孤立することがないように支援を構築することが定められています。

仁木町及び各介護事業者においてもこれらを重視し、認知症の方や家族等からの相談対応の充実と介護者支援を行っています。

認知症初期集中支援チームの流れ

家族、地域住民等



気づき

相談
依頼

仁木町福祉課／仁木町地域包括支援センター



認知症初期集中支援チーム

①初回訪問

- ・認知症の状態の確認
- ・身体状況の確認
- ・認知症に関する情報提供

②認知症初期集中支援チーム 検討委員会

- ・支援の方向性の検討

③支援の実施

- ・生活指導、介護指導
- ・受診勧奨
- ・介護保険サービス利用勧奨
- ・かかりつけ医との連携



④認知症初期集中支援チーム 検討委員会

- ・初期集中支援終了の判断



⑤ケアマネジャーへの引継ぎ

⑤相談
④情報還元

かかりつけ医



連携

専門医療機関



高齢者虐待相談・通報の流れ



虐待の発見
本人からの届出

通報
届出

仁木町福祉課／仁木町地域包括支援センター

生命や身体に重大な危険がある

立入調査

事実の確認

高齢者の保護

養護者の支援

施設入所やショートステイなど

サービス提供
専門機関による相談支援など



参考：認知症基本法

共生社会の実現を推進するための認知症基本法 概要

1. 目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進

⇒ 認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進

～共生社会の実現の推進という目的に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていく～

2. 基本理念

認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、①～⑦を基本理念として行う。

- ① 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。
- ② 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。
- ③ 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができる。
- ④ 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。
- ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。
- ⑥ 共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。

3. 国・地方公共団体等の責務等

国・地方公共団体は、基本理念ののっとり、認知症施策を策定・実施する責務を有する。

国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努める。

政府は、認知症施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずる。

※その他保健医療・福祉サービス提供者、生活基盤サービス提供事業者の責務を規定

4. 認知症施策推進基本計画等

政府は、認知症施策推進基本計画を策定（認知症の人及び家族等により構成される関係者会議の意見を聴く。）

都道府県・市町村は、それぞれ都道府県計画・市町村計画を策定（認知症の人及び家族等の意見を聴く。）（努力義務）

5. 基本的施策

- ①【認知症の人に関する国民の理解の増進等】
国民が共生社会の実現の推進のために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深められるようにする施策
 - ②【認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進】
 - ・ 認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域作りの推進のための施策
 - ・ 認知症の人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにするための施策
 - ③【認知症の人の社会参加の機会の確保等】
 - ・ 認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるようにするための施策
 - ・ 若年性認知症の人（65歳未満で認知症となった者）その他の認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に資する施策
 - ④【認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護】
認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るための施策
 - ⑤【保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等】
 - ・ 認知症の人がその居住する地域にかかわらず等しくその状況に応じた適切な医療を受けることができるための施策
 - ・ 認知症の人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく提供するための施策
 - ・ 個々の認知症の人の状況に応じた良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるための施策
 - ⑥【相談体制の整備等】
 - ・ 認知症の人又は家族等からの各種の相談に対し、個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするために必要な体制の整備
 - ・ 認知症の人又は家族等が孤立することがないようにするための施策
 - ⑦【研究等の推進等】
 - ・ 認知症の本態解明、予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法等の基礎研究及び臨床研究、成果の普及等
 - ・ 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方、他の人々と支え合いながら共生できる社会環境の整備等の調査研究、成果の活用等
 - ⑧【認知症の予防等】
 - ・ 希望する者が科学的知見に基づく予防に取り組むことができるようにするための施策
 - ・ 早期発見、早期診断及び早期対応の推進のための施策
- ※ その他認知症施策の策定に必要な調査の実施、多様な主体の連携、地方公共団体に対する支援、国際協力

6. 認知症施策推進本部

内閣に内閣総理大臣を本部長とする認知症施策推進本部を設置。基本計画の案の作成・実施の推進等をつかさどる。

※基本計画の策定に当たっては、本部に、認知症の人及び家族等により構成される関係者会議を設置し、意見を聴く。

※ 施行期日等：公布の日から起算して1年を超えない範囲内で施行、施行後5年を目途とした検討

参考：認知症施策等一覧

認知症サポーター／キャラバン・メイト

認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かく見守る支援者として、「認知症サポーター養成講座」を受講した人のこと。キャラバンメイトは認知症サポーター養成講座の企画・立案を行い、講師役を担います。キャラバン・メイトは、北海道が実施する所定の研修を受講し、登録する必要があります。

チームオレンジ

認知症サポーターがチームを組み、認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援等を行う取り組み。認知症の人もメンバーとして参加します。認知症サポーターが新たに力をふるう場として期待され、全市町村で整備が求められています。

認知症地域支援推進員

2018（平成30）年度からすべての市町村に配置され、各市町村が進めている認知症施策の推進役、そして地域における認知症の人の医療・介護等の支援ネットワーク構築の要役として、地域の特徴や課題に応じた活動を展開しています。

認知症カフェ

認知症の方やその家族、地域住民、介護職員など誰もが集えるカフェのような気軽な場所を運営する取り組み。悩み相談や世間話などができるコミュニケーションの場として、認知症の方が活躍できる場として展開され、全市町村で実施が求められています。

認知症初期集中支援チーム

複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的（おおむね6ヶ月）に行い、自立生活のサポートを行うチーム。チーム員になるためには所定の研修の受講が求められる。

認知症介護実践者研修

介護実務者及びその指導的立場にある者を対象に、認知症介護の技術の向上を図り、認知症介護の専門職員を養成する研修。2024年4月からは有資格者以外の介護従事者に対し、研修受講が義務化された。

その他、認知症の人を支えるためのガイドライン等

- 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン
- 若年性認知症支援ガイドブック・ハンドブック
- 認知症家族教室、認知症家族ピアサポート運営の手引き

認知症の人とその家族を支えるための施策は目まぐるしく変化します。最新の情報を得ながら適切なケアにあたきましょう。



ニキボー®

仁木町認知症ケアパスの作成にあたって

- このケアパスは、認知症の人や家族・地域の方々が、より円滑に適切な医療やケアにつながり、必要なサービスを獲得できるように、仁木町における対応方法や社会資源を整理したものです。
- 認知症の人や家族が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、主に福祉・医療等の関係者が活用することを想定して作成しています。
- 日常的な支援においてご活用いただくほか、必要に応じて認知症の方や家族・地域の方々への提供を行ってください。

発行：仁木町地域包括支援センター（2024年3月発行）